

地方消費税交付金（引上げ分）の使途 ～令和２年度～

消費税率が平成２６年４月１日には５％から８％へ、令和元年１０月１日には８％から１０％へ引上げられたことに伴い、地方消費税交付金も引上げられました。

消費税率引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる年金、医療、介護の社会給付や少子化対策といったいわゆる「社会保障４経費」の財源確保にあり、市町村に交付される引上げ分の地方消費税交付金についても「社会保障４経費」やその他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）の経費に充てるものとされています。

本市としましては、地方消費税交付金については、このことを踏まえて、その使途を定めています。

【歳入決算額】 地方消費税交付金 5,383,005千円
（うち社会保障財源分） 2,786,275千円

【充当事業】 地方消費税交付金は一般財源扱いであるため、決算関連資料では事業への充当は行っていませんが、次の事業に充当し、生じた余剰一般財源を他の事業に回しているものと整理をしています。

（単位：千円）

分野	事業名	決算額	財源内訳				
			国県 支出金	地方 債	その他	一般財源	
						社会保障 財源充当分	一般財源分
社会福祉	老人福祉施設入所委託事業	193,540			29,471	29,185	134,884
	障がい者福祉対策事業	1,245,405	866,295		7	187,800	191,303
	幼児教育・保育無償化助成事業	21,643	16,232			3,264	2,147
	保育所運営費等扶助事業	4,746,229	3,152,624		369,233	715,705	508,667
	生活保護法に基づく扶助事業	5,963,890	4,513,716		71,955	899,322	478,897
	幼稚園運営補助事業	704,230	527,027			106,194	71,009
社会保険	介護保険事業特別会計繰出金	3,054,323	175,468			460,575	2,418,280
	国民健康保険事業特別会計繰出金	1,968,160	922,322			296,788	749,050
保健衛生	母子保健事業	340,146	130,323		50,860	51,292	107,671
	健康増進事業	239,730	17,319		444	36,150	185,817
					計	2,786,275	